

平成31年4月1日

## 収 支 報 告 書

関市議会議長 山藤 鉦彦 様

会派の名称 公明党関市議員団

代表者氏名 市川 隆也



関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、平成30年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

## 1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
交 付 金	360,000	政務活動 10,000円×12か月×3人
会 派 負 担 金		
収 入 合 計	360,000	

## 2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
研 究 ・ 研 修 費	0	
調 査 旅 費	173,877	8/20-22 国分寺市, 牛久市, 習志野市 野田市
資 料 作 成 費	49,390	印刷用紙、インク代
資 料 購 入 費	28,566	書籍
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
事 務 費	1,877	クリアブック代等
支 出 合 計	253,710	

注. 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 106,290円



年月日	領収書 等整理 番号	具体的な内容・使途	収入額	支出額	使途項目						備考	
					研究 研修費	調査 旅費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費		事務費
H30.5.9		交付金(関市から)	360,000									
H30.5.21	1	ゼンリン地図 関市①		25,650				25,650				
H30.5.22	2	インク代		13,644			13,644					
H30.8.16	3	印刷用紙、インクカートリッジ、 クリアブック代等		19,895			18,018				1,877	
H30.8.16	4	8/20-22行政視察時手土産代 4個		5,000		5,000						
H30.8.21	5	8/20-22行政視察時 宿泊先駐車場使用料		700		700						
H30.8.22	6	8/20-22行政視察時 駐車場使用料(岐阜市 駅)		3,600		3,600						
H30.9.3	7	8/20-22行政視察時 宿泊費 @8,000円×3人=24,000円 宿泊費 @10,000円×3人=30,000円 JR(岐阜⇄東京)@23,020円×3人 =69,060円		123,060		123,060						
H30.9.19	8	書籍「地方議員 予算審議決算審査ハン ドブック」購入代		2,916			2,916					
H30.10.11	9	8/20-22行政視察時 レンタカー代、ETC通行料金		40,653		40,653						
H30.10.11	10	8/20-22行政視察時 レンタカー代、ETC通行料金振込手数料		864		864						
H30.10.12	11	コピー・印刷代金(4~9月分)		97			97					
H31.2.27	12	インクカートリッジ代、印刷用紙代		17,443			17,443					
H31.3.19	13	コピー・印刷代金(10~3月分)		188			188					
合計			360,000	253,710	0	173,877	49,390	28,566	0	0	1,877	
残額(返納金)			106,290									

領 収 証

2018年 5月 2日

公明党 関市 議員 団様

〔金額の訂正は無効です〕

金額			百	十	千	百	十	円
			4	2	5	6	5	0

〔内消費税及び地方消費税

1,900 円〕

上記の金額正に領収致しました。

07 関市 1 棟

印  
紙

Z 株式会社 ゼンリン  
ZENRIN

- |                    |                      |                      |                      |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 名古屋 ☎ 052-684-2801 | 各社GIS ☎ 052-684-2781 | 三河 ☎ 0532-54-1636    | 津 ☎ 059-227-8426     |
| 岐阜 ☎ 058-272-2002  | 静岡 ☎ 054-286-1417    | 浜松 ☎ 053-422-6201    | 北陸 ☎ 076-223-0468    |
| 福井 ☎ 0776-25-1876  | 富山 ☎ 076-432-8111    | 大阪 ☎ 06-6585-3321    | 大阪GIS ☎ 06-6585-3381 |
| 神戸 ☎ 078-252-3223  | 姫路 ☎ 079-288-9222    | 和歌山 ☎ 073-473-2891   | 京都 ☎ 075-812-2250    |
| 奈良 ☎ 0742-64-3622  | 滋賀 ☎ 077-564-8380    | 岡山 ☎ 086-241-0022    | 山口 ☎ 083-922-0465    |
| 広島 ☎ 082-506-0600  | 福山 ☎ 084-981-3123    | 高松 ☎ 087-861-4704    | 松山 ☎ 089-905-1016    |
| 徳島 ☎ 088-622-1308  | 福岡 ☎ 092-281-7177    | 福岡GIS ☎ 092-281-7101 | 北九州 ☎ 093-592-8100   |
| 佐賀 ☎ 0952-25-2036  | 長崎 ☎ 095-826-0357    | 熊本 ☎ 096-370-1400    | 鹿児島 ☎ 099-223-0740   |
| 大分 ☎ 097-534-0879  | 宮崎 ☎ 0985-24-8887    | 沖縄 ☎ 098-858-2055    |                      |

担当者



ゼンリン電子住宅地図  
デジタウン  
GIFU

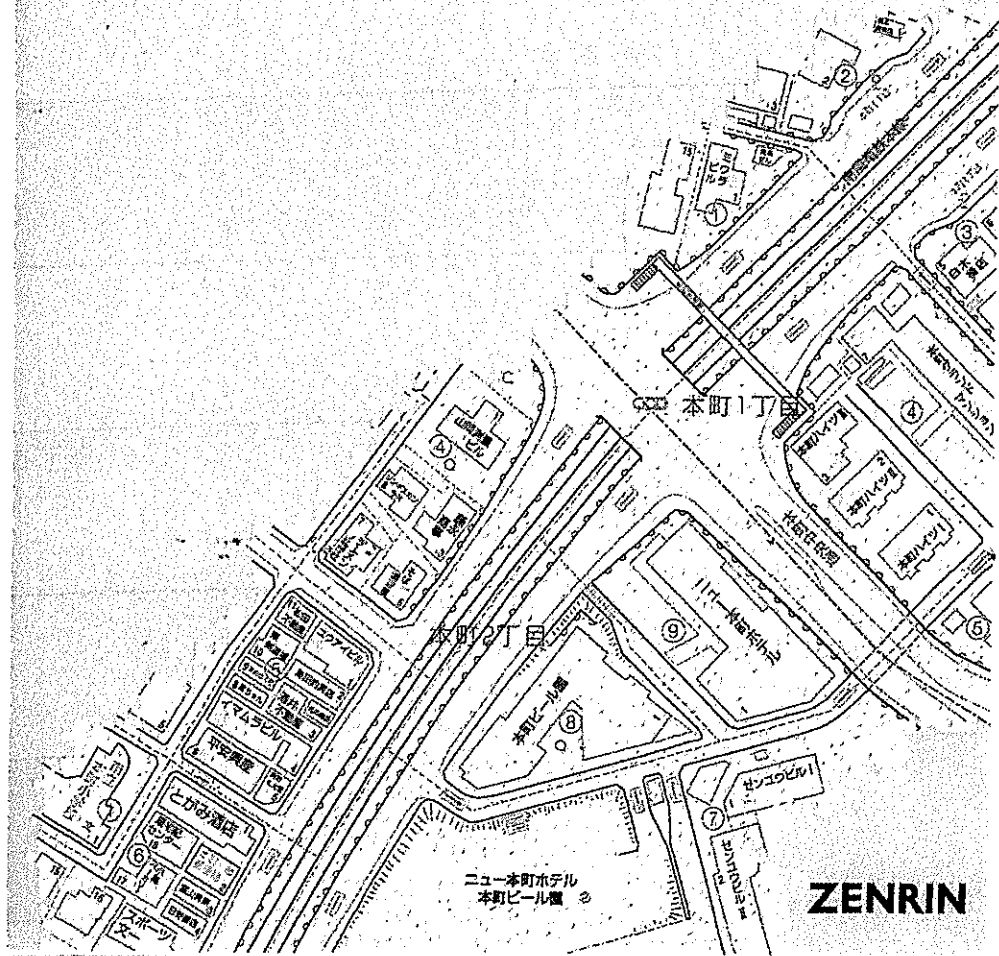
Windows®10  
Windows®8.1 Update  
Windows®7 対応

DIGITOWN

岐阜県

201801

関市1(関)



2

**EDION**  
エディオン

2018年05月22日

# 領収証

公明党関市議員団様

金額 ￥13,644 -

但し インク代

消費税等1,010円含んでおります



株式会社 エディオン  
(作成地)  
大阪府大阪市北区中之島二丁目  
3番33号



No.312607067  
発行店 関店  
電話番号 0575-21-5051

金種	内訳
現金	13,644
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

## お買上明細書

発行日 2018年05月22日(火) 11:56  
店: 04374 関店  
電話 0575-21-5051  
担当者:   
No. 04374-312-607067 POS: 312  
取引種別: 持帰

プリンタ消耗品 キヤノン BCI-325PGBK2P 4960999819716	1	¥2,224
プリンタ消耗品 キヤノン BCI326BY 4960999670010	1	¥1,036
プリンタ消耗品 キヤノン BCI326C 4960999669977	1	¥1,036
プリンタ消耗品 キヤノン BCI326M 4960999669984	1	¥1,036
プリンタ消耗品 キヤノン BCI326Y 4960999669991	1	¥1,036
プリンタ消耗品 キヤノン BCI-371XLY 4549292033328	1	¥1,414
プリンタ消耗品 キヤノン BCI-371XLM 4549292033311	1	¥1,414
プリンタ消耗品 キヤノン BCI-371XLC 4549292033281	1	¥1,414
プリンタ消耗品 キヤノン BCI-370XLPGBK2P 4549292044072	1	¥3,034
<b>合計金額</b>		<b>¥13,644</b>
(内消費税)		¥1,010

現金領収額	¥13,644
お預り	¥14,000
お釣り	¥356

3

# 領 収 証

No. 322739

公明党 関市 様

店名 関緑ヶ丘店

ホームセンターパロ  
0575-23-8161

金額		百万		千		円
	¥		1	9	8	95

上記金額正に ①現金・商品券 2:クレジットカード にて領収いたしました。

うち、消費税額等 1,473 円

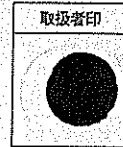
ただし、①商品代金 2:商品券代金 3: として

印紙税申告納付につき多治見税務署承認済

2018年 8月 16日

株式会社 ホームセンターパロ

岐阜県多治見市大針町661-1



(金額を訂正したもの、複写で記入されていないもの、社印、取扱者印なきものは無効とする。)

2018年 8月16日 (木) 17:05

クリアブックA4/20冊 ケツ  
4902205513452  
¥198 5個 ¥990  
日本製紙工業会 - パロ - 7  
4515152001639 ¥1,375 ✓  
写真光沢コート L判 40 ¥2,019 ✓  
4960999484082  
クリアブック - A4 100 ¥748  
4902205582977  
カートリッジ 6色セット 3 ¥6,480 ✓  
4549292044041  
カートリッジ増量 PGBK  
4549292033243  
¥1,440 2個 ¥2,880 ✓  
カートリッジ増量 M BCI ¥1,310 ✓  
4549292033311  
カートリッジ増量 Y BCI ¥1,310 ✓  
4549292033328  
カートリッジ増量 C BCI ¥1,310 ✓  
4549292033281

小計 14点 ¥18,422  
(外税対象額 ¥18,422)  
税率 8.0% 消費税等 ¥1,473

現計 ¥19,895  
お預り ¥20,000  
お釣り ¥105

★印はEPA/メーカー/メーカー/メーカー対象商品です

キャッシュ :   
R0002-#0856

用紙・カートリッジ代 18,018円  
クリアブック等 1,877円  
合計 19,895円

④

# 領収証 公明党関市議員団

様 No. \_\_\_\_\_

★ ~~¥~~ 5,000.-  
但

30年 8月 16日 上記正に領収いたしました

内訳 土産 4個

税抜金額  
消費税額等(%)

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ56

岐阜県関市本町3丁目  
株式会社 孫六煎餅本舗

TEL 0575-22-0917  
FAX 0575-22-0917

⑤

## 領収書

ホテルスプリングス幕張  
第1地下駐車場

TEL 043-296-3111  
(消費税込)

18-08-21 16:42

精算08-22 08:34  
駐車時間 15時間52分  
駐車料金 700円

割引 0円

前払 0円  
現金 700円  
釣銭 0円

NO. 795139

⑥

岐阜市駅西駐車場  
岐阜シティ・タワー43地下駐車場  
TEL(058)262-3301

## 領収証

精算機 #02	A 精算No.000093
発券機 #13	発券No.003679
入庫時刻	2018年 8月20日(月) 07:26
出庫時刻	2018年 8月22日(水) 17:27
駐車時間	2日 10:01
駐車料金	A料金 3,600円
=====	
合計	3,600円
現金領収額	3,600円
お預り	4,000円
お釣り	400円

またのご利用をお待ちしております。

7

# 領収証

Receipt

領収証No. 180711-1104-0001  
ReceiptNo.

Received From  
公明党 関市議員団 様

印紙税申告納  
付につき神田  
税務署承認済

領収金額  
The sum of  
¥125,460 - (JPY)

領収日  
Receipt date 2018.09.03

(うち 政務活動費 123,060円)

上記の金額正に領収いたしました。  
The abovementioned sum of money is duly received.

但し  
In payment of 8/20 旅費

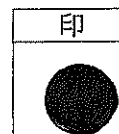
### 入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥125,460
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥125,460

東京都千代田区外神田 1 -

**TOUR** 株式会社農 観 基  
NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗： 可児支店  
(Office)



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。  
What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

⑦

# 請求明細書

公明党 関市議員団 様

請求書No. 180711-1104-0003  
 発行日 2018年08月28日  
 53105102000

株式会社農協観光

種 別	金 額	摘 要
宿泊	24,000	ホテルマロウド筑波 @8,000×3名
宿泊	32,400	ホテルスプリングス幕張 @10,800×3名→うち政務活動費分
J R	69,060	岐阜⇄東京 @23,020×3名 30,000円
合 計	125,460	(うち政務活動費分123,060円)
予 納 金	0	

お問合せ

可児支店

担当者: [REDACTED]

TEL: 0574-62-1070 FAX: 0574-63-2892





8

領収証

No 010649

公明党関市議員団 様 2018年 9月19日

金額	¥	2	9	1	6	※
----	---	---	---	---	---	---

内消費税	円	
------	---	--

但 書籍 地方議員予算審議  
 上記正に領収いたしました 三洋堂審査ハンドブック

取入印紙  
 本体計5万円  
 以上で、現金・  
 図書カード等  
 でお支払いの  
 場合に貼付し  
 ます

株式会社 三洋堂 豊店  
 代表取締役 加藤 知裕  
 〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区瑞穂町22  
 本部 ☎ (052) 871-3434

係印  
  
 係印はサイン  
 なきものは無効

ISBN978-4-313-18057-4  
C2031 ¥2700E

定価=本体2700円+税  
学陽書房



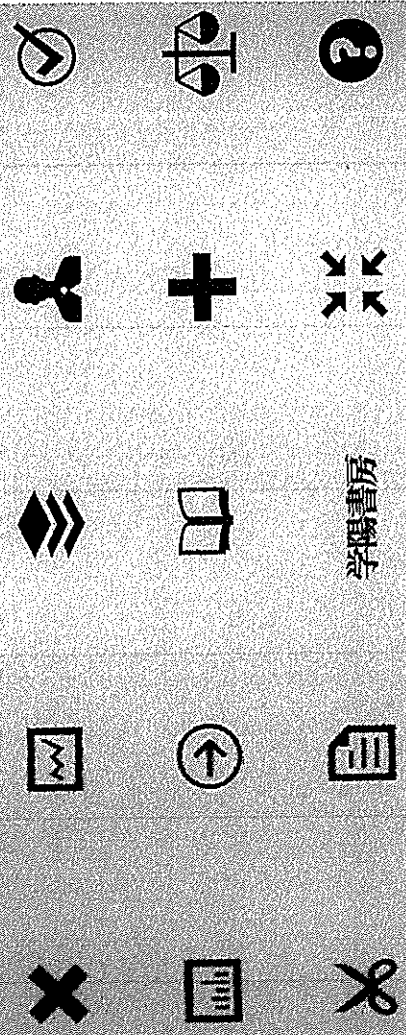
50のポイントでわかる

地方議員  
予算審議・  
決算審査  
ハンドブック

50のポイントでわかる

地方議員  
予算審議・  
決算審査  
ハンドブック

稲沢克祐 [著]



稲沢克祐 [著]

地方議員 予算審議・決算審査ハンドブック

学陽書房

9

10

振込金(兼手数料)受取書

依頼日	20年 10月 11日			
金額	百万	千	円	
		¥ 4 0 6 5 3		
先方銀行	銀行	[REDACTED]		
	支店	[REDACTED]		
受取人	預金目	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]
	口座名義	トヨタファイナンス カブシカイシャ		
ご依頼人	コウメイトウセキシンギンダシ 様			
備考	手数料	864 円		

上記の金額正に受取りました。

<取扱店>

銀行30.10  
店十六  
収入印紙  
200円

(取扱店 → ご依頼人)

銀行振込金(兼手数料)受取書

501-3802

9



コーポレートカード請求明細書

2018年 9月30日発

岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
今月分のご利用明細をご案内申し上げます。

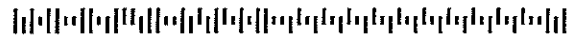
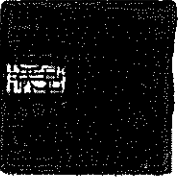
公明党関市議員団  
公明党関市議員団  
公明関市 001 様

ABD685465

D 3100054585251221 3 00001  
102A1 0015066



トヨタファイナンス株式会社  
460-0003  
名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデー  
ビル別館  
TEL 052-239-2298  
東海財務局長 (10) 第00172号



お支払日	2018年10月31日	お支払金額合計	40,653円
------	-------------	---------	---------

会社名	公明党関市議員団
部 課 名	公明党関市議員団
ご利用者名	公明関市 001 様
社員番号	

ご利用明細

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額(円)	摘 要		
			現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
	6900-0512-2585-4521				
			トヨタレンタカービジネスメンバーカード	ETC一体型	
18/ 8/20	ETC通行料金(首都)	1300	ETC 中央道接続	常磐道接続	普通車
18/ 8/20	ETC通行料金	1350	ETC 三郷	桜土浦	普通車
18/ 8/20	ETC通行料金	620	ETC 高井戸本線	国立府中	普通車
18/ 8/20	ETC通行料金	700	ETC 国立府中	高井戸	普通車
18/ 8/20	ETC特別割引(首都)	620	ETC 宝町	中央道接続	普通車
18/ 8/21	ETC通行料金	2170	ETC 牛久阿見	千葉北	普通車
18/ 8/22	トヨタモビリティサービス東京駅八重洲口店	31363	レンタカー		
18/ 8/22	ETC通行料金(首都)	400	ETC 加平南	常磐道接続	普通車
18/ 8/22	ETC通行料金	510	ETC 三郷	柏	普通車
18/ 8/22	ETC通行料金	510	ETC 柏	三郷	普通車
18/ 8/22	ETC通行料金	250	ETC 船橋本線上	篠崎上り	普通車
18/ 8/22	ETC特別割引(首都)	860	ETC 常磐道接続	八重洲外	普通車
お支払合計		40653			

ご利用限度額	50万円
--------	------

ご 確 認 表	経費のチェック、会計処理にご利用ください。	お支払日	2018年10月31日
ご利用者名	公明関市 001 様	会員番号	6900-0512-2585-4521
会社名	公明党関市議員団	件数(件)	12
	公明党関市議員団	金額(円)	40,653
		0014870732-0002	

検 印

確 認 印

11

納入通知書 (兼 領収書)

875 21205081010011102000500100100000000

通知書番号

00943000010000000000000000000001705586

金額

20000038388380001600000

0

金額(手書)

税外収入台帳番号

□□□,□□□,□□□,□□□7

00072

会計 001 一般 款 020 項 005 目 001 節 001 細節 008

取扱主管課名 行政情報課

納付期限 平成30年10月31日

納付の目的

コピー・印刷代金

4~9月分

上記の金額を納付してください。

関市長

平成 30年 10月 10日

尾 関 健 治



納入者

住所

氏名

公明党関市議員団

様

上記金額を領収しました。



12

R0001-#1054

00010513号

領収証  
公明党 関市議員 眞田

様

¥17,443

(消費税等 ¥1,292を含みます。)  
但し、御品代(インク代等)として  
2019年 2月27日 上記正に領収しました。  
株式会社ホームセンターパロー  
岐阜県多治見市大針町661-1  
関緑ヶ丘店 TEL (0575) 23-8151  
担当者

2019年 2月27日 (水) 17:22

カートリッジ増量 M BCI	¥1,310
4549292033311	
カートリッジ増量 Y BCI	¥1,310
4549292033328	
カートリッジ増量 GY BC	¥1,310
4549292033335	
カートリッジ増量 PGBK	
4549292033243	
¥1,440 2個	¥2,880
カートリッジ増量 C BCI	¥1,310
4549292033281	
BCI-326M マゼンタ	¥960
4960999669984	
BCI-326C シアン	¥960
4960999669977	
BCI-325PGBK ブラック	
4960999669915	
¥1,060 2個	¥2,120
BCI-326Y イロ	¥960
4960999669991	
BCI-326GY グリーン	¥960
4960999670010	
トナー TB5 SPJ-3	
4901480246963	
¥348 2個	¥696
日本製紙ファイン*ハ*ホ7	¥1,375
4515152001639	

小計 15点	¥16,151
(外税対象額)	¥16,151
税率 8.0% 消費税等	¥1,292

現計	¥17,443
お預り	¥20,000
お釣り	¥2,557

13

納入通知書 (兼 領収書)

875 21205081010011102000500100100000000

通知書番号

00943000010000000000000000000000000000001735927

20000038388380001600000

金額

0

金額(手書)

□□□,□□□,□□□,188

税外収入台帳番号

00172

会計 001 一般 款 020 項 005 目 001 節 001 細節 009

取扱主管課名 行政情報課 納付期限 平成 31 年 3 月 29 日

納付の目的

コピー・印刷代金 H 30.10月 ~ H 31.3月分

上記の金額を納付してください。 関市長

平成 31 年 3 月 15 日 尾 関 健 治

領収白付印

納入者 住所 氏名 公明党 関市議員団 様

上記金額を領収しました。



(本人控)

# 公明党関市議員団 視察報告書

平成30年10月9日

## 視察先

- (1) 8月20日(月) 13:30~15:30  
東京都国分寺市 : 成年後見制度利用支援事業について
- (2) 8月21日(火) 9:30~11:00  
茨城県牛久市 : いじめ相談アプリ活用事業について
- (3) 8月21日(火) 13:30~15:30  
千葉県習志野市 : 障がい者福祉政策とコミュニケーション条例について
- (4) 8月22日(水) 10:00~11:30  
千葉県野田市 : 街路樹維持管理事業について

公明党関市議員団

市川 隆也

幅 永典

足立 将裕





視察NO1 成年後見制度利用促進支援事業について

訪問日時 平成30年8月20日(月) 13時30分 ~ 15時30分

訪問先 所 在 東京都国分寺市戸倉1-6-1  
名 称 国分寺市役所  
応対者 権利擁護センターこくぶんじ センター長 [REDACTED]  
高齢福祉課長 [REDACTED]  
高齢福祉課相談支援係 [REDACTED]  
地域共生推進課長 [REDACTED]  
電話番号 042-325-0111

### 国分寺市の概要

市制施行	昭和39年11月
人口	123,029人(平成30年7月末現在)
総面積	11.46km <sup>2</sup>
世帯数	58,115世帯
財政力指数	1.026(平成28年度)

東京都のほぼ中央部、武蔵野(むさしの)台地にある市。1964年(昭和39年)市制施行。台地はより高い武蔵野面と、それより一段低い立川(たちかわ)面に分かれるが、「はげ」とよばれるその境界の崖(がけ)、国分寺崖線沿いに清水がわき、清水を集めた野川が東隣の小金井市に向かって流れている。その付近に国分寺が758年ごろまでに建立され、それが市の名となった。1889年(明治22年)現在のJR中央本線(旧、甲武鉄道)、その後、西武鉄道国分寺線、同多摩湖線が開通、関東大震災(1923年)を機に住宅地として発展した。府中街道に沿いJR武蔵野線を通じ、中央本線との交点に西国分寺駅が1973年開設。野菜や植木生産の農業、機械などの工業もみられる。また、鉄道総合技術研究所、日立製作所中央研究所、農林水産省動物医薬品検査所、東京経済大学などの研究・教育機関が立地している。

国分寺崖線の湧水を集めた崖下の清流沿いに、遊歩道として整備された「お鷹の道」が通じ、「真姿の池」などの湧水群は環境庁の「名水百選」に選定され(1985年)、東京都の名勝にも指定(1988年)されている。武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡は国指定史跡。現国分寺は薬師堂に国指定重要文化財の薬師如来坐像(ざぞう)を安置し、武蔵多喜窪(たきくぼ)遺跡第一号住居跡出土品一括(国指定重要文化財)を所蔵。隣接地に万葉植物園がある。

説明・調査内容

平成29年度事業

1. 「権利擁護センターこくぶんじ」の運営

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口として、「権利擁護センターこくぶんじ」を国分寺市日吉町に設置し運営。主に、次の事業を実施した。

- ①地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ②成年後見制度利用支援事業（あんしん生活創造事業）
- ③福祉サービス総合支援事業
- ④法人後見監督
- ⑤「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」の設置・運営

《所在地》国分寺市日吉町3-29-24

《職員体制》センター長1名、業務担当者1名、専門員：3名（嘱託職員）  
非常勤職員：15名（氏名登録型生活支援員14名を含む）

「成年後見活用あんしん生活創造事業」の実施（国分寺市委託事業）

「成年後見制度利用支援事業」

相談支援件総数：500件（延べ件数、問い合わせのみ、専門相談等を含む）

個別支援者数：10件

後見人等候補者紹介：9件（社会福祉士・4件司法書士・4件弁護士・1件）

（その他支援内容）

申し立て書類の配布	申立書等の作成支援	親族との連絡調整
関係機関との連絡調整	関係機関カンファレンス出席	後見人等候補者紹介
立川家裁へ連絡相談	法律事務所への同行	医療機関への訪問
診断書の作成依頼	診断書の受け取り代行	後見人への引継ぎ
受診同行	制度説明のための訪問	

## 2. 「成年後見専門相談」の実施

内容 主に成年後見制度に関する相談

日時 毎月第2 木曜日午後1 時30 分～4 時30 分

会場 権利擁護センターこくぶんじ他（出張相談あり）

相談員 司法書士・社会福祉士による輪番制

相談件数 22 件

（相談内訳）

相談内容	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
法定後見	15	1	1	2
任意後見	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
合計	16	1	1	3

## 3. 法人後見監督の実施

○平成22 年度より法人後見監督業務を開始している

新規受任：1 件（累計 6 件）

NO	類型	受任経緯	受任開始日	解約日	
1	後見	社会福祉士からのリレー	H22. 5. 17	H22. 10. 28	終了
2	後見	地域福祉権利擁護事業からの移行	H22. 5. 26	H25. 5. 25	終了
3	後見	施設入所時 後見人候補者紹介	H25. 6. 11	H25. 7. 26	終了
4	後見	在宅時 後見人候補者紹介	H25. 9. 13	後見人交代	終了
		後見人交代	H25. 12. 4	H27. 12. 13	
5	補佐	在宅時 後見人候補者紹介	H27. 1. 30	H28. 11. 11	終了
6	後見	地域福祉権利擁護事業からの移行	H29. 12. 8	継続中	

○市民後見人（社会貢献型後見人）からの報告・相談を受け、助言・指導する。

助言・指導：17 回（延べ回数）

○後見監督業務報告

3 カ月ごとに報告書（「後見業務報告書」「後見事務経過一覧表」「財産目録」）の提出を受け、助言・指導を行い、後見人からの報告書一式に、後見監督業務報告書を添付し、東京家庭裁判所立川支部に後見監督業務報告書を提出。

#### 4. 地域の関係機関ネットワークの活用

《東京都》

\*利用者支援区市町村連絡会 (5/23、2/13)

《国分寺市》

\*国分寺市地域ケア会議権利擁護部会 (6/15、10/19、2/15)

\*包括支援センター運営協議会 (5/29、7/24、11/13、2/16)

\*国分寺市障害者自立支援協議会 (4/27、6/16、12/22、3/9)

\*国分寺市障害者自立支援協議会相談支援部会 (9/22、12/12、1/26)

\*市民相談業務相談員懇談会 (11/1)

《その他》

\*成年後見制度利用促進に関する意見交換会 (1/22)

#### 5. 市民への啓発・情報発信

##### (1) 成年後見制度講演会の開催

日時 (会場)	内容	講師	参加者
10/6(金) 14:00~16:00 (市役所)	市民公開講座 「障がい者の地域生活を共に考える」	安倍由美氏 (NPO法人 国分寺市手をつなぐ親の会) 坂本喜光氏 (司法書士)	74名
3/4(日) 13:00~16:10 (国分寺Lホール)	成年後見制度後援会&個別相談会 もしもあなたの身近な人が認知症になったら?~成年後見制度を知っておこう!パートII~	栗原亮介氏・幡野博基氏 (多摩パブリック法律事務所)	78名

##### (2) 三者懇談会の開催

上記当事者他団体の他、主管課である地域福祉課と社協との三者による懇談会を不定期で開催した。(4/19、7/19、10/24、1/29)

(3) 成年後見制度ミニ学習会の開催

日時	会場	内容	講師	参加
6/14(水) 10:00~11:30	さわやかプラ ザもとまち	消費者被害防止 と成年後見制度	横田昌志氏 (社会福祉 士)	12名

6. 「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」の設置

(1) 運営委員会の開催

第三者の立場から権利擁護センターこくぶんじの事業および運営方法等について助言・指導をもらうため、社関係者で構成する運営委員会を設置した。

日時・会場	主な内容	出席
6/13(火)18:00~20:00 本町・南町地域センター	平成28年度事業報告/平成29年度事業計画/ 平成29年4月~5月事業報告/最近の装弾事例 他	9名
10/10(火)18:00~20:00 本町・南町地域センター	平成29年6月~9月事業報告/事例検討会 各種事業について 他	8名
2/13(火)18:00~20:00 本町・南町地域センター	平成29年10月~平成30年2月事業報告/平 成30年度事業計画(案)/法人成年後見監督業務 報告	9名

《権利擁護センター運営委員会 委員名簿》

(順不同・敬称略)

No.	氏名	選出区分	所属
1	伊達俊二	弁護士	アップル法律事務所
2	藤田英親	医師	国分寺すずかけ診療クリニック (公益社団法人国分寺市医師会)
3	坂本喜光	司法書士	坂本司法書士事務所 (公益社団法人成年後見 センターリーガルサポート東京支部)
4	星野美子	社会福祉士	TRY 星野社会福祉士事務所 (公益社団法人東京社会福祉士会)
5	山田正則	民生・児童委員	国分寺市民生委員・児童委員協議会
6	土井直人	行政関係者	国分寺市福祉保健部高齢福祉課
7	澤田元織	行政関係者	国分寺市福祉保健部地域福祉課
8	濱倉千晶	障がい者団体	NPO 法人国分寺市手をつなぐ親の会
9	川井誉久	社協関係者	東京都社会福祉協議会
10	二階堂寛	社協関係者	国分寺市社会福祉協議会

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

(2) 困難事例検討会の開催

運営委員を主な構成メンバーとして、対応に苦慮するケースや今後の支援の方向性について判断が難しいケースへの対応を検討する場として、「事例検討会」を開催した。

日時	会場／事例数	出席者
7/20 (木) 9:30～11:20	権利擁護センターこくぶんじ 事例：成年後見人等候補者について (1) 認知高齢の地権契約者 (2) 高齢、精神障害の一般相談者 (3) 知的障害の地権契約者	権利擁護センター運営委員：4名 権利擁護センター職員：4名 オブザーバー：1名
3/22 (木) 13:00～14:00	福祉センター第3 相談室 事例：成年後見人等候補者について (1) 知的障害の地権契約者	権利擁護センター運営委員：4名 権利擁護センター職員：2名

7. 「社会貢献型後見人」の支援

<平成29年度実績>

養成講座修了生（累計）：14名

後見活動メンバー登録数：9名（内、平成29年度受任可能者：5名）

受任件数：1件（累計6件）、終了件数：0件

<社会貢献型後見人基礎講習修了者懇談会の開催>

日時・会場	内容	参加
6/3 (土) 10:00～12:00 権利擁護センター こくぶんじ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等候補者養成事業基礎講習修了生選任 状況報告</li> <li>・平成28年度フォローアップ研修振り返り</li> <li>・平成29年度フォローアップスケジュール案</li> <li>・意見交換他</li> </ul>	7名

<フォローアップ研修の開催>

日時・会場	内 容	講 師	参加
9/20 (水) 14:00～16:00 国分寺労政会館	演習 (事例検討) ※生活支援員との合同	永吉久美氏 (社会福祉士)	6 名
1/27 (土) 9:30～16:00 くにたち福祉会館	第1 部講義 「成年後見制度における意思 決 定支援—弁護士の目線から—」 第2 部演習 「本人の意思決定支援」	足立剛氏 (弁護士) 横田昌志氏 (社会福祉 士)	

8. 「権利擁護関係機関連絡会」の開催

権利擁護に関する複合的な問題等に対し、各支援機関の役割と連携の持ち方を、事例  
や情報交

換を通じて確認・検討を行いました。

※ (場及び時間は、いずれも「福祉センター視聴覚室」 「14 時～16 時まで」)

回	日程	主な内容	参加
1	5 月26 日 (金)	テーマ: 「苦情対応から学ぶ権利擁護の視点」 講師: 高山和久氏 (東京都社会福祉協議会運営適正化 委員 会事務局事務長)	24 名
2	8 月25 日 (金)	テーマ: 「地域福祉権利擁護事業の理解」 講師: 堀口美穂氏 (東京都社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護担 当)	47 名
3	11 月24 日 (金)	事例検討: 「成年後見制度の利用に不安や迷いがある 利用者への支援について」 協力: ぱあとなあ東京多摩北ブロック (加藤誠氏、徳永智子氏、永吉久美氏、原治氏)	22 名
4	2 月23 日 (金)	テーマ: 「成年後見制度における意思決定支援 ～弁護士の目線から～」 講師: 弁護士足立剛氏 (武蔵国分寺法律事務所)	25 名

## 9. 「高齢者緊急一時事務管理」の実施

国分寺市高齢福祉課の受託事業として、緊急に保護が必要になった判断能力が著しく低下した在宅高齢者のうち、特に金銭管理等の支援が必要な人へ、金銭管理等に関する事務管理を緊急かつ一時的に行った。

受託件数：2件（1件新規受託、年度内終了件数1件）

支援回数：45回

累計件数：18件

## 10. 「障害者緊急一時事務管理」の実施

国分寺市障害福祉課からの委託事業として、緊急に保護が必要になった判断能力が著しく低下した在宅障害者のうち、特に金銭管理等の支援が必要な人へ、金銭管理等に関する事務管理を緊急かつ一時的に実施するもの。平成29年度件数は0件。

### 質疑応答

質問 過去5年間の市長申立て件数は

回答 25年8件 26年8件 27年0件 28年3件 29年4件 計23件  
支援困難ケース、虐待ケースに対し長期にわたって支援していく中で、申立ての必要性が出てくる場合もある。  
申立ての手続きを開始する際は、事前にその必要性を課内で協議する。  
裁判所へ申立てる前段階で、福祉部長を委員長とし福祉関係課長をメンバーとした審査委員会で承認を得る。

質問 市の補助内容は

回答 後見人の報酬は年間の実績報告と本人の資産状況を照らし合わせ、裁判所が決定し、本人の資産から支払われる。市では報酬の助成に関する規則を整備し対象となる方について施設入所中の場合は18,000円、その他の場合は28,000円を上限として助成している。

質問 今後の課題は

回答 後見人が付く、ということは本人の人生にとって非常に大きな出来事である。本人の権利を守るという反面、極端な表現をすると権利を奪うという側面もある。



る。手続きの開始にあたっては慎重な議論を重ね、自己決定の尊重と保護のバランスを見極める必要があるが、その判断は難しく専門職間でも意見が異なる場合もある。

また市長による後見申立てについては、相談が入った時点でケースとしての緊急度が高く、どうしても「後見類型ありき」で手続きや支援を進めてしまうことも考えられる。強制的な関わりを前提とするのではなく、あくまで自己決定を支えるといった姿勢で関わるのが重要であり、補佐・補助類型を視野に入れた制度の活用が求められる。報酬助成についても、制度の狭間で適切な支援を受けることができない方についてどのような関わりができるか、他の福祉関係課とも協議を重ねていかなければならない。

## 調査結果

### 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

関市と比べ市民後見人養成に積極的に取り組んでいるのを実感しましたが、現状では、まだまだ十分に活用されていない市民後見。なぜ利用が進まないのか。無償であることを前提にしている点に大きな問題があるのでは？と思うようになりました。成年後見の業務は、1日2日で終わるようなものではなく、その後何年間も継続して活動していく必要があるため無償で行うには後見人の負担が大きくなってしまいます。現状では、市民後見人に大きな善意を求めるバランスの悪い制度になってしまっていると思います。その意味では制度自体に問題があると言えそうです。市民後見を広めていくためには、以下2点が有効な施策になるのではと思います。

1. 市民後見について、無償を前提としないで、本人の財産から（難しければ自治体から）報酬を支払う
2. 市民後見人になるための養成研修を受講した人は、親族の後見人に選任される可能性を高くする

1点目は、市民後見が広がらない直接的な原因だと思いますので、その財源が確保できれば有効な対策になるのではと思います。2点目については、親族の後見人になりたいと考えている人は多いかと思いますが、その人たちに対して有効なアプローチになり、親族後見人の能力向上にもつながると思います。最後に市民後見は「成年後見制度」の利用をより拡大するための手段の一つであって、「市民後見の利用を広げること」が本来の目的ではないですが、今後一層高まるニーズに対応できるよう、行政は制度活用推進に取り組んで行って欲しいと思います。

以上

視察NO2 「いじめ相談アプリ」活用事業について

訪問日時 平成30年8月21日(火) 9:30~11:00

訪問先 所在 茨城県 牛久市中央3丁目15-1  
名称 牛久市役所  
対応者 教育委員会 指導課 課長 [REDACTED]  
教育委員会 指導課 課長補佐 [REDACTED]  
議会事務局 局長 [REDACTED]  
市議会副議長 [REDACTED]  
電話番号 029-873-2111

牛久市の概要	市制施行	昭和61年6月1日
	人口	85,107人
	世帯数	36,001世帯
	面積	58.92km <sup>2</sup>

牛久市は東京から50キロという距離にありながら、豊かな自然と温和な気候に恵まれたまちです。昭和40年代後半から人口増加が始まり、市制施行した昭和61年には5万3千人を超え、平成25年には8万3千人に達し、現在でも、少しずつ人口増加が続く活力あるまちです。

牛久のシンボルとしても知られる大仏は青銅製立像としては世界一にギネス認定されている大仏。高さ120m、総重量4,000t。胎内巡りも可能で、仏舎利が安置された5階までエレベーターで上がれる。また日本初の本格ワインの醸造場「シャトーカミヤ」は明治36年(1903年)に建設されたワイン醸造場。国の重要文化財に指定されている。現在、「牛久シャトー」として日本遺産認定を目指している。

説明・調査内容

- ・牛久市の児童生徒の人数  
小学生：4,824人 中学生：2,129人

「牛久市の取組む教育」(協働的な学び)

- ◇すべての子供を受け入れることからスタートし、すべての子供の学びを保障する学校
- ◇一人の子供の幸せづくりに、学校職員全員で取り組む

- ◇一人の子供を救おうとする取り組みが、学級・学校全体を変える
- ◇授業を通して、子供たちの人間関係を育てる「ケアリング・コミュニティの創造」(互いに支え合い、ケアし合う生活集団を育成する)
  - ・ケアリングコミュニティの中で、「教えて」と言える子供を育てる
- ◇ラーニングコミュニティの創造
  - ・「教え合い」ではなく「学び合い」だから、自立を促すことができる自己有用感が育つ

### 牛久市のいじめ防止のための取組

#### ① アプリ導入の経緯について

- ◇いじめによる子どもの自殺問題が毎日のように報道されている現状。  
(早期発見・早期対応が重要)

#### ◇市いじめ問題対策連絡協議会での講話。

いじめの社会理論「四層構造論」(傍観者に働きかけるいじめ防止のための授業)

四層構造論 教育社会学者 森田洋司による学説

- ・いじめを教室の病理と捉える
- ・いじめは「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」の4つの役割によって主に行われる。
- ・「観衆」はいじめを積極的に促進
- ・「傍観者」はいじめを消極的に促進

#### ◇「いじめ防止のための授業」を講師を招へいし、全ての市立中学校で実施。

1年生はクラスごとに、2・3年生は学年ごとに実施しました。

#### ・いじめ防止授業実施数

	1 学年 (クラス数)	2 学年	3 学年
牛久第1中学校	4	1	1
牛久第2中学校	1	1	1
牛久第3中学校	4	1	1
下根中学校	8	1	1
牛久南中学校	4	1	1
合計	21	5	5

#### ◇授業実施にあたり

- ・事前に実施している取手市での授業を視察
- ・事前に学校・家庭への資料配布

「いじめ・不登校対策事業 いじめぼうしのための授業プログラム実施要項」  
「いじめ防止のための授業の実施とよれに伴ういじめ通報アプリ「stopit」  
の紹介について」

② 「いじめ相談アプリ」の内容について

当市では、今年度より全国に先駆けて、いじめ通報アプリ「ストップ・イット」を導入。県内では、当市と取手市のみ。

- ・自分がいじめを受けて入る、もしくは周囲でいじめを発見した場合、匿名で市教育委員会に直接、相談や通報ができます。
- ・アプリをダウンロードし、学校で配布されたアクセスコードを入力すると利用可能（無料）
- ・スマートフォン、パソコン、インターネットができる機器（ゲーム機器等）でも利用可能

今までもいじめについて、早期対応を心がけてきましたが、アプリの導入により、より一層、早期発見・早期解決につなげていきたい。

③ アプリ導入の事業経費について

- ・総額：696,600円・・・「stopit」の導入経費
- 内訳：324円×2,150人（中学校生徒数）

④ アプリの運用状況について

内容：・いじめ、友人関係トラブル、家庭内トラブル、部活関係、あいさつ、SNSトラブル、自己の悩み、教員関係、恋愛相談

⑤ アプリ導入のメリットについて

◇本年の5月からスタートし、まだまだ手探り状態。

- ・匿名なので相談しやすい
- ・アプリという形態が子どもたちのニーズに合っている
- ・早期発見できた

⑥ 今後の課題について

◇課題というよりは、難しさも感じます。運用面での難しさ。

- ・いじめに特化したものではない
- ・stopit 対応のスタッフの必要性
- ・システム的な問題で、相談内容の管理が難しい

- ・相手主導
- ・チャット機能でのやり取りはまだ行っていない

### 質疑・応答

質問：アプリ導入の提案者は

回答：昨年12月の議会一般質問で提案がある。

市長が、取手市の中学校自殺報道を受けて、トップダウンで実施する

質問：導入を決めた理由は

回答：昨年6月筑波大学教授の講演をうける。また「ストップイット」代表によって講演を受ける

質問：匿名の通報に対しての教育委員会の受け取り体制は

回答：学校は画面を見れない。メッセージは教育委員会指導課へ届く

質問：生徒からの相談・メッセージへの返事はどうしているのか

回答：返事はすべて返している

質問：アプリの運用状況は

回答：ダウンロード数は2,150人中100人

- ・導入から、生徒の相談・通報数は、導入1か月間で30人。
- ・5月から7月までで、72件。その内いじめは15件。
- ・スマホを持っている生徒は6割。

質問：生徒や保護者の声は

回答：生徒は、導入は良かった。保護者は、自殺対策ができて安心の声あり。

質問：いじめは減ったのか

回答：成果があった。導入から、緊急性のメッセージがあり、自殺をくい止める事例があった

質問：今後の課題は何か

回答：今後、利用人数が増えてくると現在の教育委員会指導課のスタッフだけでは返事に対応するのが困難になる。

- ・相談内容の管理が今後難しくなる

- ・いじめ以外のあらゆる相談があるので、その対応が大変である
- ・匿名相談者とのチャット機能でのやり取りはまだできていない。

## 調査結果

### 視察調査を実施しての所感・考察・提言

関市では、いじめの認知件数は、過去3年間の状況は、小学校においては、平成27年度45件、28年度95件、29年度66件。また中学校においては、平成27年度35件、28年度34件、29年度37件。

小中学校全体では、平成27年度80件、28年度129件、29年度103件との報告を受けており、いじめの認知件数は増えている傾向が伺えます。

今回視察をしました茨城県牛久市におきましては、いじめ問題に対して、早期発見・早期対応に心掛けておられました。特にSNSを活用した「いじめ相談アプリ」を議員の議会質問を受け、市長さんの提案で実現しました。

SNSを活用した「いじめ相談」は生徒が匿名で動画やメッセージを投稿できそれに対して、教育委員会が返事を出すことにより両者のコミュニケーションがとれるようになり、仮に自殺に結びつくような重大な案件に対しても早期に対応されて、自殺を未然に防いだという事案があり、大きな成果が出ていると紹介を受けてきました。

本年の9月に県議会におきまして、補正予算の中でSNSを使って児童生徒のいじめ相談に対応する事業に847万円を盛り込み、来年の初めからスタートするとの新聞報道が出ております。

いじめ防止の対策は、いじめの相談の受け皿を増やすことであります。電話相談、来所相談、いじめメール相談、更には今回視察しました「いじめ相談アプリ」のような匿名での相談を実施することにより、いじめの早期発見・早期解決につなげていける施策と考えます。先進市の動向を本市においても研究していくように提案していきたいと考えております。

視察No.3 障がい者福祉政策とコミュニケーション条例について

訪問日時 平成30年8月21日(火) 13時30分 ~ 15時30分

訪問先 所在 千葉県習志野市鷺沼2丁目1-1  
 名称 習志野市役所  
 対応者 保健福祉部 障がい福祉課 課長 [REDACTED]  
 保健福祉部 障がい福祉課 係長 [REDACTED]  
 保健福祉部 障がい福祉課 主査 [REDACTED]  
 電話番号 047-453-9232

習志野市の概要

人口約173千人、約79千世帯。千葉県の北西部に位置し、東京からほぼ30km圏内にある。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面している。市面積は東西8.9km、南北6.2kmの20.97km<sup>2</sup>。市内どの住居からも半径2km以内に鉄道駅(JR総武線ほか3線、8駅)があり、交通利便性が良い。人口密度が高く、市民一人ひとりの顔が見え、声が届きやすいまち。文教住宅都市、東京のベッドタウンとして発展している。

説明・調査内容 障がい者福祉政策とコミュニケーション条例について

1. 障がい者数等の状況① 障害者手帳所持者数 H28年度、人口はH30.04.01

	習志野市	うち18歳未満	関市	うち18歳未満
身体	3,827		3,703	
(うち聴覚)	237		297	
療育	934	261	961	297
精神	1,042	22	587	6
3障がい計	5,803		5,251	
人口	173,071		89,137	

障がい者数等の状況② 主な福祉サービス利用状況 H28年度 のべ人：百万円

	習志野市		関市	
放課後等デイ	2,436人	247百万	2,121人	189百万
生活介護	2,424人	480百万	3,207人	619百万
勤労継続B型	2,472人	244百万	654人	62百万
居宅介護	2,352人	102百万	543人	30百万
グループホーム	1,488人	214百万	656人	87百万

## 2. 障がい者施策の特徴

### ① 達支援を広範に行う体勢体制

H24年4月より「ひまわり発達相談センター」設置

子どもの健やかな成長を支援する子育て支援施設としてグレーゾーンに対応豊富な職種の職員を配置

### ② 自立支援協議会を中心としたネットワーク・施策立案体制の充実

「習志野市地域共生協議会」H20年から設置

- ・33人の委員(福祉サービス事業者・関係機関・教育機関・市職員・当事者団体)
- ・5つの専門部会×毎月実施(就労・児童・権利擁護・相談支援・社会資源)
- ・様々な新規取組に着手

## 3. (通称) 「心が通うまちづくり条例」について

条例名 「習志野市 手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」

H27年12月可決成立(全会一致) H28年4月施行

### 1. 条例に至る経緯

#### (1) 条例や法より

##### ① 「障害者の権利に関する条例」2006年12月国連採択

日本：2014年(H26.2)発効

##### ② 「障害者基本法」2011年(H23.8)改正

(障害者についての法律や制度の基本的な考え方を求めている)

- ・「言語に手話を含む」と明記された
- ・意思疎通のための手段についての選択の機会の確保、情報の取得及び利用のための手段について選択の機会の拡大

##### ③ 「障害者総合支援法」2013年(H25.4)改正

- ・意思疎通支援という名称を用い、幅広く解釈

##### ④ 「障害者差別解消法」2013年(H25.6)公布

- ・障がいがあるという理由で障がい者を差別することを禁止している  
(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)

- ・行政の義務

#### (2) 習志野市の現状

##### ① 災害時

- ・東日本大震災時(H23年3月)、聴覚や視覚に障がいのある方が、情報の取得やコミュニケーションを図ることが困難であることから避難時に的確な行動がとれないといった課題が明らかになった



- ・台風などの災害時に駅などで交通機関の乱れの情報が把握できず、不安を抱いた経験を訴える方もいる
- ② 日常的にも個々の障がいによって異なるが、情報やコミュニケーションにさまざまな不便を抱えている

### ◎条例制定の機運の盛り上がり

- ・「手話言語法」の制定を求める意見書の提出を求める請願 →  
習志野市議会で可決成立(全会一致、平成26年6月議会)
- ・国の法制度を待つだけでなく、習志野市として条例を制定しようとする機運が市議会議員を中心に生まれてきた

### (3) 障がい者団体等に調査実施

(調査の目的) 条例を策定するにあたり、障がいのある人の「情報の取得・利用及びコミュニケーション」の現状や課題等を調査し、条例試案の研究及び分析に生かす

(対象) 当事者や障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等

(期間) 平成27年3月26日～4月21日

### (4) 条例策定協議会・・・条例制定に向けての検討を行う

- ・条例試案について研究・分析
- ・各々の立場から市長に意見を述べる 全3回開催

平成27年5月、6月、7月 委員20名

(聴覚、視覚、肢体、知的、発達、精神等の障がい当事者団体及び家事会、支援団体、ボランティア団体、学識経験者、連合町会、民生委員、商工会議所、消防署、学校長)

- ① 委員からは様々な立場から意見が交わされた
- ② 策定協議会の会長は、全日本ろうあ連盟の事務局長
- ③ 条例制定協議会で協議した結果を市長へ報告

## 2. 条例の内容・・・趣旨は2つ

- (1) すべての障がい者が地域で不自由なく、情報の取得・利用やコミュニケーションが図れること
  - ・それぞれの障がいを理解する
  - ・個々の障がいに合った情報やコミュニケーションの保障の推進に努める
- (2) 手話がろう者の言語である
  - ・音声言語(日本語など)と対等な言語であることの理解促進に努める
  - ・手話が普及する環境の整備を図り、地域社会で手話を自由に使えるように努める

### <目的>

障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに尊重し、支えあいながら生きる

社会を実現することを目的としたまちづくりをしていく

<連携及び共同>

- (1) 市、市民、市民活動団体及び事業者は、責務を踏まえ、相互に連携協働を図り、社会環境の整備に関する施策、又は活動を実施するように努める
- (2) 市は国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努める

<市の責務>

- (1) 目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする
- (2) 市は合理的配慮を行う
  - ・障がいのある人の情報やコミュニケーションの保障をする
  - ・手話の普及及び理解を進める

<市民の責務>

- (1) 合理的配慮を行うように努める
  - ・障がいのある人にあつた情報保障及びコミュニケーションの重要性を理解します
  - ・手話が言語であることを理解します

<市民活動団体及び事業所の責務>

- (1) 合理的配慮を行うように努める
  - ・目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するように努める

<施策>

- (1) 障がいのある人個々にあつた情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために実施します
  - ① 障がいのある人、一人ひとりに合つた伝達手段により、コミュニケーションの円滑化を図ります
  - ② 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材等の養成をします
  - ③ 日常生活、社会生活のあらゆる場面で、障がいのない市民と等しく情報保障やコミュニケーションが図れる環境の整備をします
  - ④ 災害時等の緊急情報を障がいの特性に応じて伝達します
  - ⑤ 情報通信並びに放送で情報の取得及び利用を促進します
- (2) 手話の普及及び理解の促進を図ります
  - ① 市民に手話を学ぶ機会を提供し、手話を普及し理解を促進します
  - ② ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めます
  - ③ 市で実施する講座等を、ろう者が手話で受講できる環境整備を行います

3. 「習志野市 心が通うまちづくり条例」の取り組み

- (1) 「見やすく、わかりやすい公文書の作成に関する指針」の作成  
全ての人に、できるだけ見やすくわかりやすい公文書を作成することは発信

者の責務

- (2)管理者への講演会 条例内容の理解及び実効性のあるものにするため
- (3)啓発事業
- (4)職員手話研修(平成 26 年度～)  
市民サービス向上のため、聴覚障がい者が来庁した時に対応できるように聴覚障がい者の対応の仕方や筆談・手話などを研修する
- (5)条例について説明
- (6)平成 29 年 4 月に竣工した習志野市庁舎に磁気ループを常設

4. 「習志野市 心が通うまちづくり条例」を進めるために

- ・障がいのある人への情報保障やコミュニケーションを保障するには、障がいについて理解し、協力することが大切
- ・障がいのある人にとって分かりやすい情報やコミュニケーションは、障がいのない人にとっても分かりやすいものになる
- ・障がいのある人もない人も互いに尊重し、協働してまちづくりを進めていくことが大切

**質疑応答**

視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 ひまわり発達相談センターの職員は何人か。障がい児だけが対象か

回答 職員 25 人。障がいのある無し、かかわらない

質問 習志野市地域共生協議会で立案した新規取り組みとは。委員に報酬はあるか

回答 全世帯へ障がい者雇用に関する啓蒙紙配布、市内福祉サービスマップ作成、特別支援学校バス登校見守り、イベントの場を利用してニュースポーツ(ボッチャ)を行うなど・・・県内でも活発な活動をしている。委員は無報酬

質問 視覚障害者の内訳(ろう者、中途失聴者、難聴者など)は把握しているか

回答 障害者手帳の数分だけで、詳細は把握していない(できない)

質問 手話言語条例にならなかった理由は

回答 最初から情報・コミュニケーション条例案で検討、進めてきたので、特に理由はない

質問 条例策定協議会の会長は、全日本ろうあ連盟の事務局長である。事務局長やろ

う者団体から「手話言語条例」(だけの)策定の要望はなかったか

回答 ない。事務局長は、全国のいくつかの自治体の手話言語条例制定に携わった人、習志野市民で、市聴覚障害者協会の会長でもある

質問 「習志野市 心が通うまちづくり条例」の市民への周知は

回答 市広報、HP、パンフレット等一通り、もちろん行ったが、大々的におこなわない。粛々とすすめている

質問 ヘルプマーク・ヘルプカードは推進しているか

回答 東京都がヘルプマークを推進しているのは承知しているが、市ではヘルプマークを使ったヘルプカードは作成していない

**調査結果** 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

考察まとめ

平成30年4月現在で、手話言語関連条例及び手話を含む情報・コミュニケーション条例の制定自治体は、22道府県・1区・137市・19町、合計179自治体にのぼる。多くは、「手話は言語である」とした手話言語関連条例であるが、179自治体のうち18自治体は、(手話を含む)情報・コミュニケーション条例である。

習志野市の条例制定までの経緯でもわかるように、国際的にも法的にも「手話は言語である」という認識は、今や常識になりつつある。今後もさらに多くの自治体が手話言語条例を制定していく流れは続くと思っている。習志野市の情報・コミュニケーション条例(通称「心が通うまちづくり条例」、正式条例名「習志野市 手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」、平成28年4月施行)は、平成27年4月に初めて施行した兵庫県明石市の「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に次いで2番目である。多くの自治体が主流の手話言語条例を制定している中、2番目に情報・コミュニケーション条例を制定した経緯が知りたかった。逆に言うと何故、手話言語条例を制定しなかったのかが知りたかった。(習志野市は、手話言語関連条例では少数派の情報・コミュニケーション条例である)

手話関連条例制定化に向けての論点は、

- ・手話言語条例の根源的な意味は何か
- ・「日本手話」と「日本語対応手話」の違いのバランスをどう考えるのか  
(これは、大きく違う。手話には、先天的に耳が聴こえないろう者の方が『言語』として身に付ける「日本手話」と、日本語を母語として育った方が後天的に身に付ける「日本語対応手話」の2種類ある)
- ・なぜ手話だけを条例化するのか。口話や要約筆記といった他の聴覚障害者の手段に

ついてどう位置づけるのか

- ・ろう者、聴覚障害者以外の障害者を切り離すのか、無視するのか。  
視覚障害者など他のコミュニケーション手段を必要とする者が切り離されないか  
コミュニケーションで困っているのは、ろう者、聴覚障害者だけではない
- ・聴覚障がい者・手話者の中でも「日本手話」を使うネイティブはごくわずか。その極めて極少数のために、条例まで作るのか  
(実際、手話を「言語」として使う方々がどれだけの人数いるのか、正確な統計は自治体も政府も持っていないというのが現状。関市も習志野市も、どこの自治体でも聴覚障害の障害者手帳で人数は把握しているが、ろう者、難聴者、中途失聴者の人数でさえ把握していない)  
などである。

岐阜県は、本年4月に「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」という情報・コミュニケーション条例を施行した。聞くところによると、本当は昨年制定予定で、手話言語型条例を進めていたが、聴覚障害者以外の障害者団体の理解、調整ができず、情報・コミュニケーション型条例に変更して、本年、議会で可決、施行となった。

習志野市は、当初から2つの趣旨、

- ①すべての障がい者が地域で不自由なく、情報の取得・利用やコミュニケーションが図れること。
    - ・それぞれの障がいを理解する
    - ・個々の障がいに合った情報やコミュニケーションの保障の推進に努める
  - ②手話がろう者の言語である
    - ・音声言語(日本語など)と対等な言語であることの理解促進に努める
    - ・手話が普及する環境の整備を図り、地域社会で手話を自由に使えるように努める
- で、スタートしたのが注目すべき点であると思った。

全国の市で最初(平成25年12月)に手話言語条例を策定した石狩市長は、「手話条例は、社会改革のモデルである」と声を大にして言った。

私は以前から、関市も「手話言語条例」を策定すべきだと強く思っている。障がいのある人もない人も互いに尊重し、協働してまちづくりを進めていくことが、「日本一しあわせなまち関市」の姿だと思う。

現在までの制定自治体の状況を見ると、

- ①「手話言語条例」型・・・手話は言語であると認識し、障害のあるなし関係なくお互いを尊重するまちなにする(手話言語が主)
  - ②「手話・情報コミュニケーション条例」型・・・全ての障害者に配慮し、①をプラスする形
- の大きく2つの形態に分かれている。習志野市での視察を参考に、①か②か、更に勉強して、関市当局にも問うてみたい。

視察NO 4 街路樹維持管理事業について

訪問日時 平成 30 年 8 月 22 日 (水) 10:00~11:30

訪問先 所在 千葉県 野田市鶴奉 7 番地の 1  
名称 野田市役所  
対象者 自然経済推進部次長 兼みどりと水のまちづくり課  
課長 [REDACTED]  
自然経済推進部 みどりと水のまちづくり課  
主幹 (兼) 課長補佐 [REDACTED]  
議会事務局 議事調査係長 [REDACTED]  
電話番号 04-7124-0109

野田市の概要	市制施行	昭和 25 年 5 月 3 日
	人口	154,348 人
	面積	103.55 km <sup>2</sup>

野田市は、千葉県の最北端、関東平野のほぼ中心に位置し、東京都心まで 30 キロ、県都千葉市に 45 キロの距離にあり、利根川・江戸川・利根運河と三方を河川に囲まれた水と緑に恵まれた地域となっています。古くから水の恵みを活用し、北部は江戸への玄関口で川の関所が設けられた関宿藩の城下町として、南部は江戸っ子の食文化を支えた醤油醸造業を中心に、文化と歴史豊かに発展しました。近年は、都市化が進み、住宅都市としての性格も強く、春日部市など隣接する埼玉県域との結びつきも強くなっています。

平成 12 年度、東京へ直結する鉄道「地下鉄 8 号線」が本市まで延伸することが位置づけられました。東京直結の鉄道の実現は、利便性を高め、市に新しい魅力をもたらし、それにより人口増加、経済活動の進展と活力を生み出すことができます。このような状況の中で、東京直結鉄道を視野に入れた、都市基盤整備や少子高齢化社会に対応する環境整備など、誰もが安心して暮らしていける魅力あるまちを目指してさまざまな施策を積極的に進めております。

#### 説明・調査内容

##### 1、街路樹維持管理事業について

###### (1) 事業の導入の経緯は

街路樹には様々なメリットがあるものの、落葉や枝の伸長、根上がりの問題も出てきました。このため、街路樹の適正な管理を行い、街並みの良好な景観の維持を図るとともに、将来も市民に愛され、親しまれるような緑の保全や創出に向けた緑化を推進していくため、維持管理マニュアルを作成することとしました。

#### (2) 事業（街路樹維持管理マニュアル）の内容は

維持管理マニュアルは、今回定めた「管理方針編」として、街路樹管理の基本的な考え方に基づく理想的な姿をまとめたものであり、各路線ごとに具体的な管理方法まで踏み込んだ内容とまではなっていません。従いまして、今後は「管理手法編」として、現況精査を踏まえ、財政状況も勘案した上で、持続可能な街路樹管理を模索していこうとするものです。

#### (3) 事業の進捗状況は

平成 29 年度に策定した「管理方針編」に記載のとおり、剪定は①夏剪定として原則毎年、高木は 2～5 年に 1 回を実施。②冬剪定として、高木のうちトウカエデ、プラタナス等は毎年、ケヤキ、イチョウは 2 年に 1 回。その他落葉樹については、3～5 年に 1 回実施しています。

また、植樹帯内の抜根除草については、夏の前・後の 2 回実施しています。その他として、街路樹沿線の方々が集積していただいた落葉の回収や沿線の方々の負担軽減のため、落葉清掃を実施しています。なお、病害虫の発生状況に応じて薬剤を散布しております。

#### (4) 事業のメリットは

現時点で策定しているのは「管理方針編」であり、具体的なメリットが出てくる段階にまでは至っていないのが実情。現状においては、ルーティン的に実施していた剪定等の管理業務を見直し、特に交差点付近の交通安全に着眼し、信号機の視認性確保を優先的に実施していく方針。

#### (5) 今後の事業課題は

現地の詳細調査として、街路樹の樹木そのものの調査のみではなく、根上りの発生状況や隣接家屋等への落葉や枝の越境等の影響など街路樹のデメリットにも着目した調査を実施していく考え。

また、きめ細かな街路樹管理を実施しようとした場合、剪定や除草費用等の管理費用の増加は避けられない。これからの財政状況を踏まえ、市民とのコンセンサスをどの様に得ながら進めていくかを「管理手法編」を策定していく中で整理していく考え。

(6) その他

街路樹には様々なメリットがある一方で、枝の越境や落葉、病害虫など沿線住民の方々にとっては、必ずしも好意的に受け入れられているものではなく、市民の意識変化もあり、今後の街路管理は地域特性も加味した管理が求められると考えている。

樹木に対する市民の意見

好意的な意見

「自宅の庭の延長的考え」

- ・自宅の庭には植えられない大きな木を身近に愛でることができる。
- ・四季それぞれに良さを感じられる。

疑問的な意見

- ・植樹帯をつぶし、歩道を広くすべき。
- ・雑草の繁茂が著しく見苦しい。
- ・自宅から車で車道に出ようとした場合、街路樹の陰になり、通行車両が見にくい。

質疑・応答

質問：誰からの提案で、「街路樹維持管理事業」を策定されたのか

回答：市民からの要望や議会からの提案で策定する

質問：事業の導入に関して「野田市みどりの市民会議」への諮問に対しての市民の会議の声は

回答：平成8年人口12万人超えとなり、12万本の植樹計画があり、また自然再生で、「こうのとりのとり」育成が始まる

質問：この事業策定はどこに委託して策定されたのか

回答：市単独で「街路樹維持管理事業」を策定しました

質問：この事業策定で特に重視した点は

回答：市民への理解と市民の為の事業とした

質問：この事業はどの部署で、何人の職員がかかわっているのか

回答：「みどりと水のまちづくり課」正職4人と再任用の現場職員2人



質問：街路の作業については、市の直営か委託なのか

回答：大半が事業者への委託で行っている

質問：街路樹の苦情内容は

回答：①枝葉が繁茂し自動車や歩行者の妨げとなる

②害虫の苦情—サクラの毛虫など

③落葉—イチョウ、サクラ、プラタナスなど

④根上がりは、歩行者のつまづきや転倒といった支障をきたす

⑤倒木—幹や根が腐朽したり、老木・大木化の進展、根が十分に生育していない樹木は、強風や事故などにより倒木する

## 調査・結果

### 視察調査を実施しての所感・考察・提言

野田市の「街路樹維持管理事業」の導入は、市民からの樹木の維持・管理について、市民からの多くの苦情を受けて、また議会からの提案を受けて事業の策定を平成29年度に樹木の「管理方針編」を策定し事業を開始されました。

この事業の策定により、街路樹の目的を確認され、法律上では「道路の附属物」とされているが、具体的には①景観形成機能②生活環境機能③道路交通環境機能④防災対策機能⑤生物多様性機能と多くの機能を持ち街路樹の効果があることがうかがえる。

しかし現在では、植樹されてから50年近く経過して、街路樹に対して多くの課題が指摘されている。

①樹形の損なわれた街路樹により、道路空間と樹種の整合性が図られていないため強剪定が行われ、道路景観を損ねている。

毎年丸坊主にされる街路樹、強剪定によりコブがみられる街路樹、強剪定により胴から枝が生えるイチョウがみられる。

②根上がりや肥大化した街路樹が歩行障害による事故を発生させている。

③樹木の老木・大木化が進むことにより、倒木による構造物や人への危害が増えてきている。

④街路樹の生長に伴う維持管理が行えず、街路樹としての機能を発揮できない。  
(理想的な維持管理に見合う予算の確保が困難なため)

⑤沿道住民からの苦情・要望増えてきている。

など、これらの状況は街路樹の維持管理が今まで行政として放置されてきた結果であり、今後の行政としての大きな役割となってくる。

関市においては、今年の9月の台風で、市内の街路樹の倒木が原因で停電が数か所で発生しました。地域によっては3日以上停電を余儀なくされました。

現在、関市内には植樹をして40年から50年以上経過して大木化している樹木や、老木化して腐朽してきているサクラ並木が多く報告されてきているのが現状です。また根上がりにより歩行者への危険が発生しているイチョウ並木の道路がでてきております。

よって、早急に関市の「街路樹の維持管理事業」の策定を行うことによって、まずは、街路樹の実態調査を実施し、「街路樹の維持管理方針」を具体的に推進できるように当局に提案していきたい。

そして、次の段階として「街路樹維持管理手法」であるマニュアルの策定を提案していきたい。

公明党関市議員団 行政視察行程表

視察日：8月20日(月) ～ 22日(水)

8月20日(月) 1日目	
岐阜駅 8:19発 レンタカー ホテル 17:30予定 (夕食)	JR 名古屋駅 8:48着/9:02発 新幹線 東京駅 10:43着 徒歩 (昼食) レンタカー 東京都国分寺市 視察 13:30～15:30
宿泊先：ホテルマロウド筑波 ☎029-822-3000	
8月21日(火) 2日目	
ホテル 8:30 レンタカー ホテル 16:00予定 (夕食)	レンタカー 茨城県牛久市 視察 9:30～11:00 レンタカー (昼食) 12:30～ 徒歩 千葉県習志野市 視察 13:30～15:30 レンタカー
昼食：習志野市役所1階レストランミモザ西原屋 宿泊先：ホテルスプリングス幕張 ☎043-296-3111	
8月22日(水) 3日目	
ホテル 8:30 レンタカー 千葉県野田市 視察 10:00～11:30 JR 名古屋駅 16:41着/16:50発	レンタカー (昼食) 10:00～11:30 レンタカー レンタカー返却/東京駅 15:00発 新幹線 岐阜駅 17:17着